

広島県公安委員会運営規則及び広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月26日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第1号

広島県公安委員会運営規則及び広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則

(広島県公安委員会運営規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会運営規則(昭和29年広島県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--------|---|
| 第10条 略 | 第10条 略 <u>(権限の委任等)</u> 第11条 <u>委員会の権限に属する事務の一部を、本部長及び警察署長に委任し、又は専決させることについては、別に定める。</u> |
| 第11条 略 | <u>(公用文の種類及び公文書の処理)</u> 第12条 <u>委員会の公用文の種類及び公文書の処理は、別に定める。</u> 第13条 略 |

(広島県公安委員会決裁規則の一部改正)

第2条 広島県公安委員会決裁規則(平成22年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (公安委員会の決裁) 第3条 <u>次に掲げる事項については、公安委員会の決裁を受けなければならない。</u> (1)～(6) 略 (7) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)の規定による裁定及び裁定申請の却下に関すること。 | (公安委員会の決裁) 第3条 <u>公安委員会は、次に掲げる事項について決裁するものとする。</u> (1)～(6) 略 (7) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)の規定による裁定、 <u>仮給付金の支給の決定</u> 及び裁定申請の却下に関すること。 |

(8)～(17) 略

(18) 前各号に掲げるもののほか、法令に基づき公安委員会の権限に属させられた事項並びに警察の制度及び運営についての施策で重要なものに関すること。

(警察本部長等の専決)

第4条 警察本部長は、能率的な事務を行うため、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、公安委員会が別に専決する職員を定めた場合はこの限りでない。

2 警察本部長は、前項本文の場合において、当該事務を、部下の職員に専決させることができる。

(専決した事務の報告)

第5条 警察本部長は、前条の規定により専決処理した事務については、適宜その概要を取りまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

(8)～(17) 略

(18) 前各号に掲げるもののほか、警察の制度及び運営についての重要な施策に関すること。

(警察本部長等の専決)

第4条 警察本部長及び警察署長は、公安委員会の権限に属する事務のうち、前条各号に掲げるもの以外の事務について能率的な事務を行うため、専決し、又は必要と認めた職員に専決させることができる。ただし、公安委員会が別に専決する職員を定めた場合はこの限りでない。

(専決した事務の報告)

第5条 警察本部長及び警察署長は、前条の規定により専決処理した事務については、適宜その概要をとりまとめ、公安委員会に報告しなければならない。この場合において、警察署長が行う報告は、警察本部長を通じて行うものとする。

附 則

この公安委員会規則は、令和8年4月1日から施行する。